

北海道北見緑陵高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年11月14日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

本校においては、これまで、全ての生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、平成26年に策定（平成30年改定）した「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、家庭や地域住民と連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきたところです。

今般、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むため、いじめの問題への取組の更なる充実に向けて、引き続き本校生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進していく必要があると考えています。「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「北海道いじめ防止基本方針」を参酌し、「学校いじめ防止基本方針」の一部を改定することとしました。

1 基本理念

(1) いじめの定義

いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（『いじめ防止対策推進法』第2条いじめの定義より抜粋）

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

道のいじめ防止条例では、次のとおり、基本理念が規定されています。

- ・いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- ・全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- ・いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること

上記基本理念を踏まえつつ、全ての教職員が次の認識に立ち、いじめ防止等の取組を進めます。

- ア いじめはすべての生徒に関係する問題であり、どの生徒にも起こりうる
- イ いじめは決して許されないことであり、いじめる側に非があり、いじめを受けている生徒に非はない
- ウ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要である
- エ いじめは人権に関わる重大な問題であり、その行為の態様により、犯罪行為として扱われることがある
- オ いじめは学校、家庭、地域、行政、その他関係者の相互の連携協力の下、社会全体で克服を目指すべき問題であり、特に生徒の教育に関し第一義的な責任を有する家庭との連携が重要である

(3) 学校の責務

- ア 校長のリーダーシップの下、教員や専門家、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- イ 日頃から教育活動全体を通じ、いじめを「しない」「させない」「許さない」集団づくりに努め、多様性を認め合いながら、コミュニケーションを大切にする生徒を育成します。
- ウ 生徒の実態やいじめの背景を分析し、その結果をもとに、居場所づくりや絆づくりの取組を進めます。

- エ 単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加できる授業づくりや好ましい人間関係を構築できる環境づくりを進めます。
- オ 情報モラル教育等を推進し、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- カ 「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、積極的にいじめを認知します。
- キ いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するため対応します。いじめたとされる生徒に対しては事実確認を丁寧に行い、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報共有して指導に当たります。

(4) 教職員の責務

- ア 生徒理解を深めるとともに、生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努めます。
- イ いじめを看過したり、軽視したりすることがないように、いじめとの関連を常に考慮します。
- ウ いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、その情報を記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告します。
- エ 生徒に直接指導する立場であり、その言動が生徒に大きな影響力を持つという認識に立ち、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長させたりすることがないようにします。
- オ 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、いじめの問題に適切に対処できる指導力を身に付けます。

2 いじめ防止等の対策

(1) 学校の組織

- ア 「いじめ防止対策推進法」に基づき、「学校いじめ対策組織」を設置し、次により構成します。

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、年次主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、

関係ホームルーム担任、関係教科担任、関係部活動顧問、スクールカウンセラー

・個々の事案に当たって、関係の深い教員を追加します。

・教職員同士の日常的なつながりや同僚性を向上させるため、組織の構成は適宜工夫・改善できるものとしています。

イ 「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。

(2) 未然防止に向けた取組

ア 教育活動全体

・教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に関する共通理解を徹底します。

・いじめを防止することの重要性について、生徒の理解が深まる取組を充実させます。

・学校いじめ未然防止プログラムの充実・改善に向けて、定期的に見直しを図ります。

イ 学習指導の充実

・コミュニケーション能力を育み、主体的に参加・活躍できる授業づくりを推進します。

ウ 生徒指導・安全教育の充実

・生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えるため、生徒への日常的な挨拶、声かけ、励まし等を充実させ、対話を大切にします。

・教育相談を定期的を実施します。

・スクールカウンセラー、パートナーティーチャーを活用します。

・生徒による性暴力等の加害者、被害者、傍観者を防ぐための「生命（いのち）の安全教育」を充実させます。

・性的マイノリティとされる生徒へのプライバシーの配慮と適切な支援、教職員を対象とした研修を実施します。

エ 特別活動、道徳教育の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくりを目指します。

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動を充実させます。

- ・ボランティア活動を充実させます。

- ・ソーシャル・スキル・トレーニングなど、生徒の人間関係を形成する取組を推進します。

- ・異年齢交流や地域の社会人と関わる体験等の機会を確保します。

オ 人権教育の充実

- ・公民科の授業や外部有識者による講話など、人権について学習する機会を充実させます。

カ 情報教育の充実

- ・教科「情報」を中心として、情報社会の中で適正な活動を行うために必要な考え方と態度を育成する「情報モラル教育」を推進します。

- ・ネットトラブルに係る講演を実施します。

キ 特別支援教育の充実

- ・多様な背景を持つ生徒について、教職員による当該生徒の特性の理解及び個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行います。

- ・保護者との連携や専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。

ク 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針、いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組等を周知します。

- ・各種通信・便りでの情報共有や啓発、授業公開を実施します。

(3) 早期発見に向けた取組

ア 職員会議等での緊密な情報交換

- ・報告経路を明確にし、報告を徹底します。

- ・職員会議等で情報を共有します。

- ・進級時の引継ぎを確実にを行います。

イ 普段からの家庭との連携・協力関係の構築

・学校で気になる様子やいじめの兆候が見られたら、保護者に連絡します。

・家庭で気になる様子やいじめの兆候が感じられたら、担任に相談してもらえ関係づくりを目指します。

ウ いじめアンケートの実施

・いじめアンケートを毎月実施します。

・関係生徒に対する速やかな個人面談を実施します。

エ 校内巡視等によるきめ細かな生徒観察

・昼休みや放課後の部活動における巡視や観察を行います。

オ ネットパトロールの実施

・本校生徒に関する心理的または物理的に攻撃する行為、心身の苦痛や財産上の損失を与える行為の有無に係るインターネット上の巡視を行います。

(4) その他の取組

ア 研修の推進

・いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る校内研修を計画的に実施します。

イ 学校評価の実施

・いじめの問題に関する学校評価を実施する際、生徒や地域の実態を踏まえた目標を設定し、具体的な取組状況や達成状況を評価して、結果を踏まえた改善に取り組みます。

・いじめの有無やその多寡のみを評価せず、日常的な生徒理解、未然防止や早期発見、いじめ発生時の迅速かつ組織的な対応が評価されるようにします。

・中間反省と年度末反省において、適切に自己評価を実施します。

・学校の取組や自己評価の結果等を学校評議員に報告し、学校評価に生かします。

ウ 学校の取組等の周知

・生徒の入学時、生徒及び保護者への本基本方針の周知と理解の徹底を図ります。

・いじめに関する相談窓口の明確化を図ります。

生徒・保護者…H R 担任または年次主任・養護教諭

地域住民 …教頭または生徒指導主事

【外部相談窓口】○ 子ども相談支援センター(道教委) 0120-3882-56〔電話または対面〕

○ おなやみポスト(道教委) <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>

3 いじめへの対処

(1) 関係生徒に対する迅速な事実確認と状況の正確な把握

ア いじめの発見・通報を受けた場合

・特定の教員が抱え込むことなく、適切に状況を把握、整理し、迅速かつ組織的に対応します。

(2) 関係生徒への支援・指導

ア いじめを受けた生徒への対応

・いじめを受けた生徒への共感的な理解、安心できる場所の確保など、生徒を守り通します。

・いじめを受けた生徒への長期的な相談支援を行うなど、傷ついた心のケアを行います。

イ いじめを行った生徒への対応

・いじめを行った生徒が再びいじめを行うことのないよう、再発防止に努め、毅然とした指導をします。

・相手の苦しみを理解させる、自分の行為を反省し自分自身を見つめさせる、思いやりある人間関係づくりの大切さを実感させる、良好な人間関係の構築の在り方を考えさせるなどの指導を行います。

・インターネットを利用したいじめの場合は、いじめに係る情報の削除や訂正を指導します。

・必要に応じて、出席停止による指導や関係機関(児童相談所・警察等)との連携を行います。

ウ 在学する生徒への指導

- ・生徒にいじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導を行います。
- ・生徒にいじめをはやし立てたり、黙認したりする意識について見つめ直す指導を行います。
- ・生徒にいじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導を行います。

(3) 家庭との連携

ア いじめを受けた生徒の家庭への対応

- ・保護者に適時・適切な方法により事実の情報提供を行います。
- ・説明の求めがあったときには、適時・適切な方法により調査結果を説明します。
- ・保護者の心情や要望を十分に聞き取り、学校の指導方針や解決に向けた方策について説明し、家庭と連携・協力して解決を図ります。

イ いじめを行った生徒の家庭への対応

- ・事実を迅速に伝えます。
- ・いじめが重大な問題であること、また学校と家庭双方の指導が必要なことについて理解を求めます。
- ・具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して解決を図ります。

ウ 全ての生徒の保護者への対応

- ・いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、または、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会等を開催します。
- ・家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行います。

(4) 関係機関との連携

ア オホーツク教育局高等学校教育指導班との連携

- いじめの問題について適切に報告します。

- 関係生徒への支援・指導、保護者対応、関係機関との連携等の助言を受けます。

イ 北見警察署生活安全課との連携

- 犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、警察への相談・通報を行います。

ウ 福祉関係機関との連携

- 家庭での養育に関する指導・助言を受けます。

- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握について、情報共有を図ります。

エ 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

- 精神保健に関する相談を行います。

- 精神症状についての治療、指導・助言を受けます。

(5) その他

ア 関係資料の取扱い

- いじめの対応に伴い作成した資料は公文書として扱い、文書管理規定の保存年限を厳守します。

イ 個人情報の取扱い

- 関係生徒や家庭への事実確認や説明の際は、個人情報の取扱いに十分留意します。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- 生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合

- 金品等に重大な被害を被った場合

- 精神性の疾患を発症した場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合

- ・一定期間、連続して欠席している場合は、上記によらず迅速に対応

(2) 重大事態への対処

ア 初期対応

- ・重大事態が発生した場合は、本基本方針や国のガイドラインに沿って速やかに対応するとともに、事実関係を明確にする調査を行います。

- ・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。

イ いじめを受けた生徒やその保護者への説明

- ・情報提供について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で説明します。

ウ 調査の目的・結果の活用

- ・重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものです。

- ・調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努めます。